

令和 8年 8月 20日

美郷町議会議長 原 克 美 様

美郷町議会議員 瀬 古 航 也



政 務 活 動 研 究 報 告 に つ い て

美郷町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

【 提出書類等 】

1. 政務活動研究報告書（様式第7号その2） 1部
2. 領収書等証票類 1式
3. 視察等復命書（視察・研修会・会議等に政務活動費を要した場合）
1式

令和 8年 8月20日

政務活動研究報告書

美郷町議会議員 瀬 古 航 也



支出内訳

単位：円

科 目	金 額	備 考
調 査 旅 費 及び研修費	50,590	視察旅費 50,590 円
資 料 作 成 及び購入費		
広 報 費		
事 務 費		
要請・陳情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 福山東

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

26年 7月31日 8時26分

車種 普通

通行料金 ¥770-

※通行料金の消費税率は10%です

(外注)

一入口料金所一 尾道本線

AMEX 有効期限**年**月

会員番号 (支払 - 1回払い)

*****1012

AID:A000000025010801

承認番号:883545

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

登録番号:T3120001112341

取扱番号203-00190808-00

キャッスル駐車場

株式会社ベッセル

登録番号 T8240001032069

利用明細書

精算機 #04	A 精算No.000064
発券機 #04	発券No.035528
入庫時刻	2026年 7月31日(金) 08:47
出庫時刻	2026年 8月 1日(土) 13:14
駐車時間	1日 4:27
駐車料金	A料金 3,000円
=====	
合計	3,000円
クレジットカード	3,000円
=====	
JCBカード	
会員No.	379380****1012
伝票No.	12457
承認No.	0843285
利用額	3,000円

駐車料金一括払い

サインは省略させていただきます。

端末No. 0818941000590

合計は消費税率10%対象です。

またのご利用をお待ちしております。

交通費詳細

粕渕⇄広島市

片道122km

交通費(40円/km)

※計算式

$122 \times 2 \times 40 = 9,760 \text{ 円}$

ご利用明細書

E T C利用照会サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
※本ご利用明細書PDFは、E T C利用照会サービスにて出力されたもので、一度に500件まで出力できます。
500件を超える場合は複数回に分けて出力してください。
※2019年10月1日以降の通行料金は消費税率10%対象です。
詳しいサービス内容はE T C利用照会サービスウェブサイト
(<https://www.etc-meisai.jp/>)にてご確認ください。

合計金額

支払い総額		¥580
内訳	還元額適用金額	¥0
	後納利用金額	¥580

利用年月日 時分 利用 I C (自) 利用 I C (至)		(割引前料金) (E T C割引額) 通行料金	還元額適用料金 後納料金	車種 車両番号 E T Cカード番号	備考
26/08/01 13:33 福山 S A スマート	26/08/01 13:44 尾道本線	(530) (-160) 370	0 370	1 5352 *****55688070	確定 休日割引
26/08/01 14:20 三次東	26/08/01 14:25 三次	(300) (-90) 210	0 210	1 5352 *****55688070	確定 休日割引



領 収 書

発行日 令和8年8月31日

瀬古 航也 様

下記、正に領収いたしました。

金額： ¥36,480

但 7/31・8/1新幹線代（福山駅～名古屋往復）、名鉄イン名古屋駅前宿泊代として



大和観光株式会社

〒696-0704

島根県邑智郡美郷町都賀本郷125-2

TEL：0855-82-2252

FAX：0855-82-2880

（消費税10%）

行政視察報告書

提出日：2026 年（令和 8 年）8 月 20 日

視察日：2026 年（令和 8 年）7 月 31 日、8 月 1 日

視察先：愛知県西尾市

視察テーマ：産業廃棄物最終処分場建設計画に対する行政・議会・住民等の連携体制およびリスク立証手法について

1. 視察の目的

本町において懸念されている産業廃棄物最終処分場建設計画に対し、大型車両の往来による通学路・生活道路の安全確保、水質・自然環境への影響評価、ならびに行政・議会・市民・関係団体が一体となった実効性の高いアプローチ手法について、先進的な取り組みを継続している愛知県西尾市の事例を調査・研究し、本町の施策および今後の議会活動に資することを目的とする。

2. 西尾市における産廃問題の概要と経緯

(1) 問題の発端と計画概要

- 過去の放置処分場問題：昭和 59 年に届出された処分場（約 123 万トン埋立）が、平成 15 年の汚水処理停止を経て平成 18 年に許可取消・放置された。市は現在も県と共同で水質・底質等の環境調査・監視を継続している。
- 新たな大規模処分場計画：平成 25 年、三重県に本社を置く民間事業者（株式会社ケー・イー・シー）より、放置跡地の無害化と一体となった「エコランド西尾」建設計画（敷地約 53ha、埋立容量 1,000 万 m^3 =バンテリンドーム約 6 個分、受入量年 30 万 t、埋立期間 40～50 年）が提案された。

(2) 計画地が抱える重大なリスク

- 教育環境・通学路への影響：西尾市立一色中学校からわずか約 150m の至近距離に位置し、通学路における大型運搬車両による交通事故リスク、粉じん・騒音・振動による教育環境の悪化が極めて懸念される立地。
- 自然災害・地盤リスク：計画地は大部分が標高 1m 未満の干拓新田であり、愛知県の被害想定では南海トラフ地震時に「最大震度 6 強」「液状化リスク：極めて高い」地域に該当。過去の三河地震（昭和 20 年）でも 60cm の地盤沈下が記録されている。
- 三河湾・地場産業（漁業）への影響：汚濁物質が漏えいした場合の海洋拡散シミュレーションにより、三河湾全域の水産業に甚大な被害を及ぼす可能性が立証されている。

3. 西尾市の主な取り組みと実効性の高かった手法

西尾市が長期にわたり建設計画の進展を阻止できている最大の要因は、「感情論にとどまらない客観的根拠の立証」と「行政・議会・市民・地場産業が足並みを揃えた一枚岩の連携体制」にある。

(1) 有識者による「客観的リスク」の科学的立証

感情的な反対運動ではなく、環境影響評価、教育環境、地盤工学、内湾環境、野鳥環境等の専門家で構成する「西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会」を設置。

「多方面にわたり悪影響を及ぼすことが明白であり、現世代・次世代にとって不利益をもたらす建設は回避すべき」との研究結果報告書を取りまとめ、県知事への不許可要望の決定打とした。

(2) 行政体制の強化と法的防護策

- 専門組織と弁護士：平成 30 年に特命組織「産業廃棄物対策室」を設置し、環境問題に特化した複数の弁護士による顧問弁護士を組織。
- 条例整備：「紛争の予防及び調整に関する条例」の施行に加え、事業者が再始動した際に備えて「住民投票条例」の準備も推進。
- 行政広報の工夫：市長自らが出演し、一色中学校の生徒の通学状況なども盛り込んだわかりやすい解説動画を作成・発信。

(3) 議会および市民運動の役割分担

- 議会の継続的な意思表示：議員改選が行われる都度、新規産廃処分場建設に反対する決議を可決し、愛知県知事へ意見書を継続提出。
- 市民の総意の可視化：市町内会等と連携して 4 万筆を超える反対署名を集約。毎月の主要交差点での街頭活動、のぼり旗掲示、全戸チラシ配布など、市民会議を中心とした草の根の機運醸成を展開。
- 広域の産業団体との連携：地元単独ではなく「愛知県漁業協同組合連合会」と早期に危機感を共有し、三河湾全体の死活問題として県知事への反対要望を実現。

(4) 事業者の転換打診に対する毅然とした姿勢

事業者が太陽光発電施設等への事業転換の検討を申し入れてきた際も、市は「産廃計画の白紙撤回」が正式に表明されない限り転換協議には一切応じない姿勢を貫き、計画の再燃や既成事実化を阻止している。

4. 視察から得られた教訓と本町への提言

本町が抱える処分場建設計画への対応において、西尾市の事例から以下の 4 点が極めて重要な

示唆となる。

1. 科学的・客観的根拠に基づく反対理由の確立

大型ダンプ往来に伴う交通安全（歩道未整備区間等）や道路損傷、河川・地下水への水質影響について、感覚的な訴えにとどまらず、専門家・有識者による調査研究会等を活用して客観的なデータ・報告書を整備し、許認可権者（県）への要望根拠とすること。

2. 行政・議会・住民・関係団体の「一枚岩」の維持と情報共有

運動が長期化すると各主体の間で温度差や誤解が生じやすい。情報を関係者間で迅速かつオープンに共有し、「地域を守る」という共通目標のもとで足並みを揃え続ける体制づくりが不可欠である。

3. 流域自治体および広域団体（漁協・農協等）との連携推進

放流先河川の下流域自治体や漁業・農業等の関係団体と早期に危機感を共有し、「単独自治体の問題ではなく流域全体の死活問題」として広域的な意思統一を図り、県への働きかけを強化すること。

4. 条例整備と法務体制（弁護士連携）の早期構築

紛争予防条例の整備や住民投票条例の検討など、自治体として行使可能な制度的枠組みを整えるとともに、専門弁護士と連携した毅然とした対応体制を早期に構築すること。